

## 令和3年度 山北町お試し移住体験 利用者募集要項

山北町では移住・定住希望者に対し、移住・定住する前に一定期間町に滞在していただきながら、空き家の案内や町施設の体験利用等をしながら風土や気候、生活スタイルの体感、地元の方と交流などをし、実際の山北暮らしを実感してもらうためのお試し移住体験を実施します。

### ◇体験期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）のうち2週間から14週間

### ◇移住体験料

20,000円／2週間（光熱水費込）

※2週間単位での体験料設定です。日割り計算等を行いませんのでご注意ください。

（例）3週間利用であっても4週間利用の扱い。

※体験料は全額を承認書の交付を受けた日から14日以内に納付していただきます。

### ◇申込期間

令和2年12月11日（金）午前8時30分から先着順で受付

※令和3年度の利用申込の締切りは令和4年2月28日（月）までです。

### ◇貸付け住宅

お試し住宅 ホタルの家（山北町山北2949番地）

移住体験参加者のうち貸付け住宅の利用を希望する方に対し、無料で貸付け住宅を貸与します。

### ◇申込資格

山北町お試し移住体験事業実施要綱に定める移住希望者で、以下の資格を有する方。

- ①山北町へ移住を希望又は検討する方（転勤や婚姻による転入者及び旅行での利用は除く）
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び山北町暴力団排除条例（平成23年山北町条例第1号）第2条第4項に規定する暴力団等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ③制度の趣旨を理解し、町が行う施策に協力してくださる方。

#### ◇利用までの流れ

- ①定住対策課へ空室状況を問合せのうえ、電話にて「仮予約」をしてください。  
※空室状況は町HPでも確認できます。
- ②「申込書」をパンフレット折込みまたは町HPよりダウンロードし入手し、必要事項をご記入のうえ、必要書類添付し定住対策課へ「提出」してください。  
※申込者様にて予約した体験期間を控えてください  
※申込書等は郵送でも受け付けいたします。
- ③定住対策課にて申込書等を確認後、申込者様へ受領報告を連絡し、「予約完了」となります。
- ④体験開始日の「約1か月前」に、申込者様へ体験承認書、体験料納付書及び契約書が送付されますので、承認から14日以内に「体験料の納付」及び「契約書の返送」を行ってください。  
※キャンセルの際、すでに納付された体験料は、返金いたしませんのでご了承ください。  
※貸付け住宅（ホテルの家）を利用する方には「使用貸借契約」の締結をしていただきます。
- ⑤到着時間を事前に連絡のうえ、お試し住宅ホテルの家へお越しください。

#### ◇その他利用上の注意

ホテルの家は、山北暮らしの体感や地域住民等との交流を目的とした施設であり観光を目的とした宿泊施設ではありません。パンフレットの記載内容や以下の注意事項をご理解のうえ、利用してください。

- ホテルの家には、パンフレットに記載している必要最低限の生活家電・家具等以外の設備や備品は用意しておりません。消耗品（洗面具や衛生用品等）、食材（調味料含む）、その他の備品等は利用者の方が自身で必要な分を準備してください。
- 寝具類は備えておりませんので、各自で用意してください。
- ペットは飼育不可となっております。あらかじめご了承ください。
- 貸付け住宅を継続して提供できるようにするため節電にご協力ください。
- 冬季は大変、寒くなる場合があります。寝具や衣服などは暖かいものをご準備されることをお勧めいたします。
- 設置してある囲炉裏テーブルは、炭等での火気の使用はできません。
- その他注意事項はパンフレットをご覧ください。

#### ◇申込及び問合せ先

山北町役場 定住対策課

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

【電話】0465-75-3650（直通）

《問合せ・仮予約対応時間》 平日：午前8時30分～午後5時15分

【FAX】0465-75-3661

【E-mail】[teiyu@town.yamakita.kanagawa.jp](mailto:teiyu@town.yamakita.kanagawa.jp)

※最新の予約状況を把握するため、「仮予約」は電話のみ対応となっております。

FAX、E-mail、郵送での仮予約は受けられませんのでご注意ください。